

No	質問内容	回答
1	預かりの対象児童を3歳以上児のみに限定することは可能か？	令和5年6月1日時点での空き枠見込みをもとにモデル事業実施枠を設定していただくものであり、その結果が3歳以上児のみの提案となることは応募にあたって問題ありません。
2	預かりの児童が少数の場合、既存のクラスにて合同で保育することは可能か？	現在のクラス割りと同様の取り扱いを行うのであれば、合同で保育するかたちとも問題ありませんが、現在のクラス割りを越えて合同で保育することは認められません。
3	指導計画を別に立てた場合でも、預かり担当の保育士は必ず専任で必要か？ (例えば3歳児5名クラスに1名の預かり利用の児童と一緒に保育するのは)	「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付27文科初第238号・雇児発0717第11号通知)」に定める基準を遵守した配置であれば、必ずしも専任の職員を配置する必要はありませんが、利用児童や保護者に対する支援という観点からすると、専任の担当がいることが望ましいと考えられます。
4	同一法人による同区内にて2施設の応募は可能ですか？	可能です。
5	現在、各区にどの程度の数の未就園児がいるのですか？	認可外保育施設や一時預かりを利用している方の正確な数値把握が困難であるところ、具体的な未就園児の数がどの程度いるかの把握は困難なところです。それらの方々の掘り起こしやニーズ把握も含めて、モデル事業を実施することとしています。
6	今回、この事業を利用する児童は各区でどの程度の数を見込んでいますか？	5の回答のとおり、想定される利用申し込み数についても未定です。
7	受け入れ枠数はいつ時点でどのように決定するのですか？	提案書提出の段階で、令和5年6月1日時点での空き枠見込みをもとにモデル事業実施枠数を提案していただき、その数が受け入れ枠数となります。
8	受け入れ枠が埋まらない場合、令和6年3月迄定員を開けたままになるのですか？	年度途中の利用希望がある可能性を鑑み、モデル事業実施枠として提案いただいた枠については、令和6年3月まで枠を空けていただく必要があります。
9	受け入れ枠が埋まらない場合の委託契約料の取り扱いはどうになりますか？	募集要項に記載のとおり、最終的な委託金額は提案額からモデル事業利用料を差し引いた額と契約期間中の延べ利用人数により算出される委託上限額を比較して低い方の金額となります。例えば、6,000千円の提案のもと、委託契約を締結したが、年間延べ利用人数が300人未満だった場合、国基準額である5,981千円が最終的な委託契約額となります。(差し引くべき利用料をないものと想定した場合)
10	途中で受け入れ枠を増やした場合、委託契約額の変更は可能ですか？	9に回答のとおり、最終的な委託金額は当初の提案額からモデル事業利用料を差し引いたものが上限となります。
11	定員の空き人数枠全てではなく、一部のみの受け入れは可能か？	定員の空き枠の一部のみを受け入れ枠として提案することは可能です。モデル事業実施枠の設定にあたっては、年中央入所のニーズを鑑み、令和4年度の入所実績を踏まえたものとしてください。
12	0歳児枠を1歳児受け入れ推進事業に申し込みしていますが、今回の事業と併用して応募可能なか？	モデル事業実施枠の提案にあたっては、令和5年6月1日時点の年齢ごとの受け入れ可能枠を基礎に、令和4年度の実績を考慮して設定いただきます。
13	事業概要4に「一時預かり事業の実施について定める基準を遵守」とあり、一時預かりの職員配置に「市町村長が認めた・・・保育士とみなすことが出来る」とあるが、小規模A型の保育従事者に家庭的保育事業資格者(保育士ではない者)を保育従事者としてよいのか？	小規模保育事業A型で一般型でなく、既存保育室の空き定員を活用する余裕活用型一時預かりの形態で本事業を行う場合は、小規模保育事業A型の職員配置を遵守する必要があり、家庭的保育事業資格者を配置基準上の保育士に参入することはできません。
14	12名定員で14名の弾力を想定してR5年度は運営をしているが、余裕活用型での実施をする場合、弾力14名の中での余裕活用人数想定で可能なか(例:12名月極園児、2名モデル事業枠)	可能です。 モデル事業実施枠の設定にあたっては、年中央入所のニーズを鑑み、令和4年度の入所実績を踏まえたものとしてください。
15	面積に余裕があり受け入れ人数を増やせる場合、定員を変更せず受け入れることは可能でしょうか。	あくまで利用定員の範囲内で発生した空き定員を活用して実施する事業であるため、定員変更なしに弾力運用を超えた受け入れを行うことはできません。
16	弾力の範囲内で受け入れる場合、一般型と余裕活用型のどちらに当てはまるでしょうか。	既存保育室における空き定員を活用して本事業を実施するのであれば、余裕活用型となります。一般型は、一時預かり専用の保育室において一時預かりを実施するものです。
17	募集要項に記載のある業務委託提案上限額につきまして、利用者が0名だった場合も、委託費上限額との比較のうえ低い方の金額を受給できるのでしょうか。	本事業の目的が未就園児を定期的に預かることを通した効果測定や課題発見であることを鑑み、ごく少数の利用では意義が薄れてしまうことから、毎月の報告において利用人数がごく少数にとどまっている場合には、更なる広報のうえ、更なる利用促進を行う予定です。
18	弊園の現在の一時預りは、一般型36ヶ月より17名で承認されていますが、モデル事業でこの保育室を利用し、人数変更が起こる場合は、再協議が必要でしょうか？	一般型での実施の場合は、現状の実施人数の範囲内かつ職員配置および面積基準を満たすことが出来る範囲内で受け入れ枠の設定を行うため、もともとなる一般型一時預かりの変更等は必要ありません。
19	保育士配置人数は、小規模保育と一緒にですか？(0歳児が1名でも、保育士2人または、国の基準では、0歳児3名まで保育士1人のどちら?)	27文科初第238号238号雇児発0717第11号平成27年7月17日付「一時預かり事業の実施について」に記載の配置基準のとおりです。 一般型一時預かりにおいては、事業担当保育士の数は2名を下ることはできませんが、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士を1名とすることができるとしてあります。 ※利用児童が、年齢別配置基準(乳児3名につき1名、1・2歳児6名につき1名、3歳児20名につき1名、4歳以上児30名につき1人)に基づき算定し保育士1名で処遇できる範囲内であった場合、当該利用日の事業担当保育士の配置を1名とすることができます。
20	園内活動は、モデル事業児と通常児と一緒にしても良いのですか？	問題ありません。 なお、これらの活動に係る費用については、提案額の積算に組み入れることとし、利用者への実費負担を求めないこととしてください。
21	保育士の保護者支援計画のフォーマットはありますか？	現在準備中ですが、月ごとに支援目標を立てたうえで保育記録を記載し、月末をめぐりに実施する保護者との面談記録をもとに翌月の支援目標を策定していくようなものとなります。
22	モデル事業児の募集方法：以下のどの方法になりますか？ ① 仙台市へ保護者が応募し、仙台市からモデル事業園に、連絡し、園で抽選する。 ② 一時預かり一般型と同様、モデル事業園が募集し、応募者から抽選で選ぶ。	②の方法となります。 利用者募集に係る広報は市HP等で実施するほか、受託施設独自に広報いただいても構いません。
23	利用者調整の手法は抽選とありますが、抽選方法について指定はございますか？	事業概要に記載のとおり、利用料が無料となる生活保護世帯や市民税非課税世帯を対象に抽選のうえ、利用枠への当てはめを行っていただくほかは、具体的な抽選方法に指定はございません。

24	利用者決定後、利用児童の特性を踏まえた上で保護者と利用時間の打ち合わせをすることは可能ですか？	本事業の効果測定という観点から、利用希望時間が概ね8時間を下限とし、利用者募集を行う予定ですが、詳細な利用時間については受託施設と利用者の間で取り決めていただいで構いません。
25	利用実施報告書、実績報告書等の報告詳細についてご教授ください。	様式については現在準備中ですが、月次報告書、事業全体の実績報告書においては、対象月の延べ利用人数の報告や保護者属性、本事業にて保育にあたった職員の数等の詳細、対象月および事業実施期間全体を通して発見された効果や課題等を記載いただきます。事業全体の実績報告においては、効果や課題のほか、詳細な事業実施経過等を記載いただく想定です。
26	仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業と余裕活用型一時預かりの違いは何か。	仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業は、保育施設等に通っていない未就園児を定期的に預かることでの児童・保護者への効果や今後の保育施設のあり方を検討するための事業です。通常の一時預かりは必ずしも定期的な預かりではないほか、預かりを通した効果測定は行っておらず、その点が両者の大きな違いです。
27	「仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」の6.(2)『子育て支援事業の実績』に子育て支援にかかる事業を独自に行っている場合、と記載ございますが、施設独自で行っている子育て教室等以外に余裕活用型一時預かりも該当するか。	余裕活用型一時預かりは本市において制度化されている事業ですので、ここには該当しません。
28	「仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 募集概要」1.定期的な預かりの『※委託後、受け入れ枠としていた部分に利用者が現れなかったとしても、当該枠をモデル事業利用児童以外の児童に提供することは認められない。』と記載ございますが、受け入れ枠とは、様式3別添 モデル事業の実施計画 (3) イの『モデル事業実施枠』に記載の人数がこれに該当するか。	その通りです。
29	「仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 募集概要」1.定期的な預かりの『・預かり頻度』に週1～2回について ①. 1回の預かり時間が数時間と短い場合も預かり回数は1回となるか。 ②. 多くの方の利用のため、モデル事業でこれ以上の利用は行わない旨、記載ございますが、モデル事業の利用を希望する利用者が1名もしくは数名しかおらず、スケジュール調整した結果、モデル事業で枠に空きが発生している場合に週1～2回以上の預かり希望者が発生した場合の預かりの取扱いはどうなるのか。 ③. 本モデル事業の預かり頻度を順守すると、週3～4回の預かり希望者は、本モデル事業を週2回利用し、残りの日を余裕活用型一時預かりで預かりを行うことは可能か。 ④. ③で余裕活用型一時預かりを活用する場合、現在当園で実施している余裕活用型一時預かり料金を適用で良いか。	①本事業の効果測定という観点から、利用希望時間が概ね8時間を下限とし、利用者募集を行う予定ですが、何らかの理由により短時間の利用日が発生した場合でも、当該預かりを1回とカウントします。 ②その後利用希望者が現れる可能性があることを鑑み、原則として1人の預かり日数は1～2日となります。 ③利用申請書において、利用希望日は2日までの記載とする予定ですので、本事業において3日の利用希望は出せないこととなります。3日目以上の利用希望があった場合は、その部分について現状施設で実施している一時預かりで受け入れることは可能ですが、その場合でも現在施設で適用されている予約ルールと同一の取り扱いとしていただく必要があります。(モデル事業利用児の追加利用希望を優先的に取り扱うことは認められません。) ④モデル利用児が通常の一時預かりを利用する場合は、通常の利用料金を適用してください。
30	「仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 募集概要」5.利用者募集・決定について ①. 抽選により利用者調整について、利用者調整のイメージで利用枠を埋める作業を毎月(8月～3月)行うイメージで良いか。それとも、初回(8月)で利用調整した曜日しかモデル事業の利用が行えないのか。 ②. 抽選により利用希望者を調整した後は、抽選により選ばれた利用者はモデル事業利用の期間は令和6年3月31日まで継続されるのか。	①モデル事業実施枠に空きがあり、利用希望がある場合は、毎月利用者調整を行ってください。 ②利用者が利用中断の意思を示さない限り、令和6年3月31日までモデル事業の利用が可能です。
31	様式3別添 モデル事業の実施計画 (3) イ「※余裕活用型一時預かりの場合、通常利用の年央入所枠を確保する観点から【参考】に記載する令和4年度の最大入所数が受け入れ可能なようにモデル事業実施枠を設定すること」について ①. 通常利用の年央入所枠を確保する観点からとは、従業員枠・地域枠を合わせた令和4年度の最大入所児数を記載すれば良いか。 ②. 従業員枠・地域枠の利用希望が例年より多く発生した場合、従業員枠・地域枠の利用希望児を優先して入所させても良いか。それとも、例年より従業員枠・地域枠が多く発生した場合でも、モデル事業実施枠に記載した枠を空けておかなければいけないか。	①地域枠に限った数を記載してください。 ②モデル事業実施枠とした部分については、それ以外の通常の利用児用回数に回すことはできません。したがって、令和4年度の入所実績や今年度の年央入所の見込みをもとに適切な数を設定してください。
32	様式3別添 モデル事業の実施計画 (4) イ②表について ①. 「R5.6.1時点の入所予定児童数」箇所は従業員枠・地域枠の入所予定児童数を記載すれば良いか。 ②. 「R5.6.1時点の入所予定児童数」箇所で記載した人数が入所するまでの期間の空き枠を余裕活用型一時預かり枠として活用することは可能か。 ③. 「R5.6.1時点の入所予定児童数」と「モデル事業実施枠」を合わせると必ず定員数としなければならないか。	①地域枠部分のみ記載してください。 ②モデル事業受け入れ枠と提案いただいた部分については、事業者選定が完了するまでの間、枠を空けておいていただく必要があるため、その間当該枠を余裕活用型一時預かり枠とすることは認められません。 ③モデル事業受け入れ枠は空き定員の範囲内で記載いただくものですので、利用者の合計が必ずしも利用定員数となる必要はございません。
33	「仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 企画提案書」5.委託事業に係る所要経費の積算について 該当箇所へ記載する積算は、モデル事業を運営する経費のみを記載する形式で良いか。	その通りです。
34	「仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業仕様書」5.(2)利用対象者の選定 利用対象者の選定方法は抽選であるが、抽選に至る前の利用者の応募資格や要件はあるのか。	モデル事業実施による児童や保護者への効果測定や課題発見という観点から、長時間・長期間の利用が望ましいところであるため、利用時間は概ね8時間を目安とするほか、利用期間は原則事業実施期間を通しての希望がある方を対象とする想定です。

35	<p>「様式3企画提案書」</p> <p>「光熱費など通常の保育等に係る経費と分けられないものは、通常保育等の定員との按分で計算すること。</p> <p>&lt;例：通常保育の定員90人、定期預かりの定員5人の場合の光熱費&gt;  (月額光熱費：300,000円) × 8月 × 5人 / 100人 = 120,000円」</p> <p>→この計算式の分母はなぜ「100人」なのか。</p> <p>余裕活用型一時預かりを用いる場合の分母は、通常の定員数（例の場合は90名）でよいか。</p>	<p>100名でなく、90名が正しいものです。</p> <p>余裕活用型一時預かりを用いる場合の分母は、通常の定員数としてください。</p>
----	--	--